に 埼 公布する 玉県公安委員会等が行う事務に 関する手数料条例  $\mathcal{O}$ 部を改正する条例 をここ

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大 野 元

裕

## 埼玉県条例第十二号

四号) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料  $\mathcal{O}$ 一部を次のように改正する。 条例 (平成十二年埼玉県条例第五  $\mathcal{O}$ \_\_ 部を改正する条

別表第七号の表第四号イ⑵を次のように改める。

同法第九十七 条の二第一項第三号又は第五号に該当し て 同 項  $\mathcal{O}$ 規定の

適用を受ける場合

新を受けることができなかった者に対する試験にあ 十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない 千九百円 (道路交通法施行令 . (昭 和三十五 理由 年政令第二百七 のため運転 0 ては、 十号) 免許証の更 八百円)

別 表第七号の表第四号ロ2及びハ2を次のように改める。

(2)同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当 T 同 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 

適用を受ける場合

0 ため運転免許証 千九百円 ては、 八百円) (同令第三十三条の  $\mathcal{O}$ 更新を受けることが 六の二第六号に掲げ できなか 0 るやむ た者に対 を得な する試 11 験 理 由

別表第七号の表第四号二(1)を次のように改める。

(1)

同法第九十七条の二第一

項

 $\mathcal{O}$ 

規定の

適用を受ける場合

 $\mathcal{O}$ ため運転免許証の更新を受けることができな 千九百円 (同令第三十三条の六の二第六号に掲 か 0 げるやむを得な た者に 対 する試 11 験 理 由

あっては、八百円)

別表第七号の表第四号ホ22を次のように改める。

同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に 該当 L T 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 

適用を受ける場合

あ  $\mathcal{O}$ ため運転免許証 0 千九百円 は、 (同令第三十三条の 百 円 の更新を受けることができなか 六の二第六号に掲 0 げ た者に るやむ を得 対 する試 な い 験 理 由

別表第七号の表第五号イを次のように改める

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許!

- (1) (2)に掲げるもの以外のもの
- 免許 当 該 に <u>二</u> 千 他 係 に係る運転免許 五十円 る運転 の種類の 免 免許 同 証 法 に係 に他 第九 証  $\mathcal{O}$ る事 交付 の 種 十二条第 類 項を記載するごとに二百円を に代える場合に  $\mathcal{O}$ 免許 項後 に 係る 段  $\mathcal{O}$ 事項 あっ 規定 て を記載し に は ょ り、 二千 加 て えた 五. そ  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 種 円に 種類 額 類  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- (2)第九十 に係 道  $\mathcal{O}$ ため運転 路 交通法 るも 七条 免許証 施行令第三十三条の の二第一  $\mathcal{O}$ 項第三号に 更新を受けることができな 該当し 六 の二第六号に て同項の規定の適用を受けた カュ 掲げるやむ 0 た者で を得 あ 0 ない て、 同 理

他 許 0 千 係 る 七 運転免許 百円 類 る運転免許証  $\mathcal{O}$ 免許に係る事 同 証 法 に 第 他  $\mathcal{O}$ 九 十二条 交付  $\mathcal{O}$ 項 種 に代 を記載するごとに二百円 類  $\mathcal{O}$ 第 \_ える場合にあ 免許に係 項 後段段 る事  $\mathcal{O}$ 規定に 項を記 0 ては、 ょ 載 を加えた り 千 七 て \_ そ 百  $\mathcal{O}$ 円に、 額)  $\mathcal{O}$ 種 種 類 類  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 免 該 免 許

する場合を含む。 十二号の三中「第百四条の四第六項」の下に ル 「(同法第百五条第二項にお 中 表第七号 (昭 和三十五年政令第二百七十号) の表第六号イ中 )」を加え、同表第十二号の V 「三千五百円」 て準用する場合を含 を「二千二百五十円」に改 \_  $\neg$ を削る。 四中「第百四条の (同法第百五条第二項におい む。 を加え、 四第 七 同表第十四号 項」  $\emptyset$ て準用  $\mathcal{O}$ 表第 下

附則

」の条例は、令和元年十二月一日から施行する。